### JR東労組東京地本 (NO-6·6·26~7) 第33回定期大会

れました。 地本新聞より抜粋)」と17春闘方針が提起され決定さ を確立してたたかう」ことが決定されました。(東京 本部第32回定期大会では「格差ベアに反対し、スト権 東京地本鳴海委員長挨拶にて、「今年のJR東労組

ないスト権を確立してたたかうことが決定されまし ここで、JR東労組本部第32回定期大会で決めてい

時)の来賓挨拶での「本部大会でそういうこと ることを付言しておきます。 は決めていません」との発言は言った本人はの \*東京地本から指摘のあった本部山口書記長 みならず、一緒に参加している中執も聞いてい 当

#### 回書記長 ・組織部長・ (2016·8·2) 業務部長会議

《スローガン》 2016秋のたたかいの問題提起が行われました。

員の力で安全と働きがいある職場と平和な社会を実現 「総対話行動」を全てのたたかいの柱に据え、全組合

## 《たたかいの課題》

組みを強化する の議論を深め、「一票投票」と「アンケート」の取り 道業に相応しい賃金を実現するために、「労働三権」 、2017春闘勝利!「格差ベア」を打ち破り、鉄

(1)2016春闘は「JR総連春闘」 格差ベアに終止符を打つ」と方針化 と位置付け、

◆2017春闘は「格差ベアを打ち破る」とし、 格差ベア反対をより鮮明に!

> る(詳細は専門部長会議) 「人事・賃金制度見直し」の検証運動を展開す

職場を主戦場にして闘いを構築する

「格差ベア反対」「労働三権」の議論を総対話

(3) 労使共同宣言の精神に基づき、交渉力を高め 格差ベア反対の一票投票、アンケートの実施

全組合員一律ベア」を実現する ◆回答指定日にこだわり、有額回答を引き出す

行っています。 なく「格差ベア反対の一票投票」という提起を 回定期大会での総括答弁通り、スト権確立では \*中央本部は、この時点では、JR東労組第32

# 全地本委員長会議

(NO-6·9·4~25)

に臨んでいく。②11月17日の拡大全支部代表者会議で 体的に全分会でスト権一票投票を提起し確立して定中 票投票を提起することを発言しました。 東京地本宮澤委員長(当時)が17春闘について①具

ました。 議題は参議院選挙のため、 権を確立してたたかうべきと発言するが、議論の主 東京地本宮澤委員長(当時)のみが17春闘に向けス 時間がなく再度議論となり

### 全地本委員長会議 (NO16. 10

吉川委員長(当時)は以下のように提起を行いまし

はおりません。しかし、この認識でスト権を確立して 向性については確認はできるのですが、6月の大会時 よって、スト権を確立してたたかうというような、方 たたかうという認識が中央本部の中であるということ 点で、スト権を確立するというところまで言いきって 「この答弁(第32回定期大会での柳書記長答弁)に

や…大会の方針としてはスト権確立とまでは言い切っ ていないというようなことがあって・・・」

実施や、一票投票をやるということはすでに意思統 が承認されました。 す。」と述べ、吉川委員長(当時)から「そういう方 認を全組合員に行っていきたい。同盟罷業の実施にあ がされていると思います。従って、そこのトーンを少 で、運動的に進んでいるところと、これからのところ 票と同じと認識して私はいいのじゃないかと思いま の最後、宮澤委員長(当時)から、「実質批准一票投 とは、ほぼ、多くの組合員が認識にありますが、その たっての意志確認、要するに、格差ベア反対というこ とあると思いますが、全組合員に対するアンケートの 消極的な意見の両方が出されました。そして、議論 向でいきたいと思います」と議論になり、本部の提起 たかうか否かという意思確認を行っていきたい。」 ため同盟罷業を実施して、つまりスト権を確立してた し上げて頂いて、同盟罷業の実施にあたっての意思確 この問題提起の後、スト権の確立に積極的な意見や 「本部としては、すでに各地方の秋のたたかいの中

期大会でスト権を確立するまでは言い切っていないこ 委員長(当時)が主導し、東京地本の大会決定を追認 ライキ実施にあたっての意思確認を本部の指令による と②スト権確立を巡る認識は合っていないので、スト する方向性を打ち出したのです。 票投票で行う方向が確認されました。つまり、吉川 この全地本委員長会議では、①JR東労組第32回定

## 結論として

定された方針を実践しなければならない。これに反す 第27条「各組織および機関は、大会、中央委員会で決 職場体制を構築するという17春闘方針の決定は、規約 名ストライキに入り、非協力闘争の戦術行使が出来る 立してたたかう」ことが決定されたことや回答指定日 に満足な回答が得られない場合、東京地本は直ちに指 本第33回定期大会で「格差ベアに反対し、スト権を確 JR東労組第32回定期大会後に開催された、東京地

> を指導した東京地本鳴海元委員長 る決定は無効とする。」に違反して の指導責任は重大で います。この方針

長(当時)によって本部で全体化されていったことが ら、東京地本鳴海委員長(当時)が提起し、吉川委員 2016年6月のJR東労組第32 わかりました。 争委員会での吉川委員長(当時)の で本部内で議論にもなっていない れたのは2018年1月16日に行わ 中央本部内で「指名スト」なる戦術が初めて提起さ 回定期大会以前か 「指名スト」戦術は 挨拶です。それま れた第1回中央闘

り返すという組織運営に反することが行われていまし 会決定を認識の違いとして全地本委員長会議でひっく 大会で確立出来なかったスト権を確立するために、大 定期大会以前から具体的戦術行使方針を構想し、本部 また、経過を見てわかるように、 JR東労組第32回

根絶のたたかいに邁進していきました。 ドしたという感覚でした。違和感がありながら十分な が述べられても、その声に耳を傾けず、格差ベア永久 てもいくつかの地本や組合員からスト権の確立に異議 〜織討議ができず、また、2017春闘の過程におい 当時、中央本部や他の地本は東京 **泉地本が闘いをリー** 

であり、その指導責任は重大だという結論になりまし の問題が言及され、中央執行委員会は改めて、規約第 ている中において、東京地本鳴海三 規約違反の指導方針は18春闘における組織混乱の根源 27条違反を確認すると共に、組織混乱の端緒となった 今回の調査委員会の設置要請における経過を議論し 兀委員長の指導責任

請は中央本部に相談もなく公表をさ 係する機関での職場討議としてこの ので、中央本部は組織混乱を助長させないために、関 頂くことを要請します。 ことを重ねて申し述べます。また、 織の信頼の回復は成し得ません。貴地方本部にはその 経過を正しく認識し、その反省に に立つことでしか組 これてしまいました 調查委員会設置要 回答書を活用して

以上、調査委員会設置要請に対する回答と致します。 全組合員で調査委員会設置要請に対する回答を活用し 組織の信頼を回復させるために 経過を正しく認識しよう!